

○九重町立学校児童生徒就学補助規程

昭和 63 年 6 月 13 日
九重町教育委員会規程第 1 号

(目的)

第 1 条 この規程は、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。)第 19 条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒(以下「児童生徒」という。)又は翌年度の九重町立小中学校の入学予定者で九重町に住所を有するもの(以下「入学予定者」という。)の保護者に対して、九重町が必要な補助(以下「就学補助」という。)を行い、義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする。

(改正(平 29 教委告示第 3 号))

(交付を受ける資格)

第 2 条 就学補助の交付を受けることができる者は、九重町に住所を有し法第 1 条に規定する小学校及び中学校に在学する児童生徒の保護者又は入学予定者の保護者であって、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。ただし、九重町に住所をゆうさない児童生徒の保護者又は入学予定者の保護者であっても、住所地の教育委員会との協議により交付対象とする場合がある。

- (1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 2 項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)
- (2) 九重町教育委員会(以下「委員会」という。)が、要保護者に準ずる程度に困窮していると認定した者(以下「準要保護者」という。)

(全改(平 29 教委告示第 3 号))

(補助の範囲及び方法)

第 3 条 就学補助は、金銭給付によって行うものとする。ただし、これによることができないとき、又はこれによることが適当でないとき、その他補助の目的を達するため必要があるときは、現物給付によって行うことができる。

第 4 条 就学補助は、次に掲げる範囲内において行い、別表 1 により支給する。

- (1) 学校給食費
- (2) 修学旅行費
- (3) 医療費(治療費)
- (4) オンライン学習通信費またはモバイルルーターの貸出し
- (5) 義務教育に伴って必要な学用品費
- (6) その他義務教育に伴って必要なもの

(改正(令 3 教委告示第 1 号))

(申請及び報告)

第5条 就学補助を受けようとする児童生徒の保護者は、委員会が指定する年度当初の日、学年の途中において転入学及び特別な事情により就学補助を受けようとする児童生徒の保護者においてはその都度、別に定める申請書に必要書類を添えて、校長を経由して委員会に提出しなければならない。ただし、入学に伴って必要となる学校用品費(以下「新入学用品費」という。)については、委員会が指定する日までに必要書類を添えて、委員会に提出しなければならない。

2 校長は、前項に規定する申請書が提出されたときは、内容を審査し、速やかに委員会に報告しなければならない。

3 委員会は、前項の報告を受け、必要があると認めるときは、地区民生委員の意見を求めることができる。

(改正(平29教委告示第3号))

(支給の決定及び通知)

第6条 委員会は、前条第2項の規定による報告があったときは、申請書に基づき家庭の状況その他を考慮して補助該当者を速やかに決定しなければならない。

2 委員会は、前項の規定により認定又は却下を決定したときは、速やかに決定事項等を保護者及び校長に通知しなければならない。

3 委員会は、民生委員法(昭和23年法律第198号)第14条により必要があると認めるときは、前項の決定事項等を担当区域の民生委員に通知するものとする。

(全改(平22教委告示第8号))

(補助金の交付)

第7条 補助金は、児童生徒の在学する学校の校長又は学校支援センター所長を経て交付する。ただし、必要により直接保護者又は補助事項等によって発生する債主等に直接交付することができる。

2 補助金の交付する期間は、委員会がその交付を決定した日から当該学年の末日までとする。

(改正(平22教委告示第8号))

(補助金の交付決定の取消し)

第8条 補助金の交付を受けた者が第2条に規定する資格を失ったとき、又は補助を受ける必要がなくなったときは、第6条第1項の決定を取り消し補助金の交付を停止する。

2 前項の状況の把握について校長及び地区民生委員は、絶えず連絡をし、速やかに事情を委員会に具申しなければならない。

(補助金の返還)

第9条 補助金は、返還を要しない。ただし、委員会において返還を要すると認めたものについては、この限りでない。

(校長の責務)

第10条 校長は、受給者子弟の出席状況につき常に留意し、当該児童生徒が就学に支障を

及ぼさないように努めなければならない。

(補則)

第 11 条 この規程施行について必要な事項は、教育委員会が定める。

附則

この規程は、昭和 63 年 6 月 13 日から施行する。

この告示は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。(最終改訂)

※第 4 条第 1 項の別表 1 につきましては、九重町ホームページでご確認ください。

「トップページ」→「くらし・町政」→「九重町例規集」→「体系目次」
→「第 1 2 編 教育」 で教育委員会に係る条例や規則等が確認できます。